

## ④ 修理・改良が2事業年度にわたる場合

**Q** : 当社では、事務所用建物の一連の修理・改良を3社に依頼して行っていますが、その修理等の途中で決算日が到来しました。見積りでは3社の総額で80万円となっていますが、当期に支払った金額は18万円で、これは3社のうち1社に依頼した部分の修理等が完了したことによるものです。この場合、18万円を修繕費として損金の額に算入することはできるでしょうか？

**A** : 損金の額に算入することができます。

### 【解説】

税務では、資本的支出に該当する修理・改良であっても、少額（20万円未満）のものは修繕費として損金経理を要件に損金の額に算入することができますとされています。その判定は、原則として一の計画ごとに、その総額で判定します。

しかし、一の計画に基づいて行われる修理・改良が2以上の事業年度にわたって行われるときは、各事業年度ごとに要した費用の額により判定することとされています。この場合の「要した」とは現金主義による支出を意味するのではなく、債務確定をいいますので20万円未満の判定に当たっては注意を要します。

ご質問の場合、当期においてその修理・改良に要した費用の額が18万円ということですから、損金経理を要件に18万円を損金の額に算入することができます。なお、単に分割払いのため、支払いが2事業年度にわたるような場合は、その合計額により判定することとなりますので注意してください。

